地域包括ケアの未来を創るために

地域包括支援センターの現状課題と今後に向けての期待

―第10期介護保険事業計画に向けた提言と居宅介護支援事業所との新たな連携像―

地域包括ケアシステム構築への要として創設された地域包括支援センターが、今岐路に立たされている。人材不足にとどまらず、制度面での矛盾や自治体の姿勢など課題は複合的で深刻だ。全国地域包括・在宅介護支援センター協議会では、会員センター向けに実施した実態調査に基づき、地域包括支援センターが展望を持って本来業務に尽力できるようにするための提言をまとめ、国に提出した。副会長の川北雄一郎氏にその意義と内容を詳説してもらう。

はじめに

地域包括支援センター（以下、「センター」）は、地域包括ケアシステムにおける地域の中核機関として、高齢者やその家族が抱える複雑化・重層化したニーズや制度の狭間にある生活課題に対応し、地域基盤の維持・向上に寄与してきた。

しかし現在、センターの現場では、深刻な人材不足、報酬算定構造における制度的矛盾、多様化する相談業務に伴う「シャドウワーク」の増大、ICT活用の遅れ、さらには災害対応やハラスメント対策といった新たな課題への対応により、これらの役割を十分に果たすことができない状況に直面している。

このような状況を受け、全国地域包括・在宅介護支援センター協議会（以下、「協議会」）では、令和8年9月24日、厚生労働大臣あてに「第10期介護保険事業（支援）計画に向けた地域包括・在宅介護支援センターの体制強化、業務負担軽減等に関する要望・提言」を提出した。

本提言は、単にセンターの体制強化にとどまらず、地域でともに高齢者を支える居宅介護支援事業所のケアマネジャー（以下、「居宅のケアマネ」）の業務環境や連携体制にも直結する極めて重要な意義を有している。本稿では、同提言の根拠となる、協議会が実施した「実態調査2024」（以下「実態調査」）に基づくデータと最重点要望事項を紐解きながら、センターが抱える現状課題を整理し、第10期介護保険事業計画に向けて居宅のケアマネ等とともに歩むべき未来像について述べる。



執筆▶
川北雄一郎
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
副会長

Ⅰ 「実態調査2024」に見る地域包括支援センターの現状と構造的課題

Ⅰ-① 専門職の人材不足と人員配置基準の限界

センターには社会福祉士等、保健師等、主任介護支援専門員等（以下「主任ケアマネ」）の3職種の配置が義務付けられているが、現場ではこれらの専門職の確保が極めて困難になっている。令和6年4月の改正省令等により人員配置の柔軟化（複数圏域の合算ルール等）が示されたものの、実態調査によると、柔軟化ルールを適用できているセンターは全体の10.0%（常勤換算適用）や2.7%（複数圏域合算適用）にとどまり、86.8%のセンターがいずれも適用できていないことが明らかとなった。

柔軟化を適用した現場からも、「常勤換算により兼務が増え負担感が増した」「地域全体で専門職自体が不足しており、柔軟化しても職員が集まらない」といった厳しい課題が報告されている。

さらに、ハローワーク等で採用できないため人材紹介会社を頼らざるを得ず（活用したセンターの採用成功率は62.9%）、人材紹介会社へ支払った費用は平均で約102万円を超え、センター運営法人の財源を著しく圧迫している。